

(E) 返戻、減点等の状況

社会保険診療報酬支払基金等に対する請求及びこれに伴う審査による返戻、減点等の状況は次表のとおりであり、請求額に対し返戻されたものは、4.77%(中央病院5.29%、厚生病院3.94%)、減点となったものは、0.60%(中央病院0.70%、厚生病院0.43%)となっている。これを前年度と比較すると、返戻は1.00%、減点は0.16%と、それぞれ減少している。

返 戻 減 点 等 の 状 況

区分	社会保険等 に 対 す る 請 求 額 (A)	(A)のうちの返戻額		返戻率 $\frac{(B)}{(A)}$	(A)のうちの査定減額	減点率 $\frac{(C)}{(A)}$	(A)のうちの増額	増加率 $\frac{(D)}{(A)}$	39年度分	
		(A)のうちの返戻額	(B)						返戻率	減点率
中央病院	121,888,485	8,202,951	6.73%	776,932	0.64%	6,484	0.01%	6.55%	1.02%	0.01%
中央病院 外 来 計	67,182,059	1,789,438	2.66%	550,285	0.82%	11,731	0.02%	3.18%	0.79%	0.02%
厚生病院	189,070,544	9,992,389	5.29%	1,327,215	0.70%	18,215	0.01%	6.19%	0.95%	0.05%
厚生病院 外 来 計	78,767,675	4,108,184	5.21%	342,622	0.43%	41,051	0.05%	6.22%	0.38%	0.11%
厚生病院 外 来 計	37,902,014	486,662	1.28%	158,574	0.42%	10,097	0.02%	2.96%	0.74%	0.13%
厚生病院 外 来 計	116,669,689	4,594,846	3.94%	500,996	0.43%	51,148	0.04%	5.19%	0.50%	0.11%
合 計	200,656,160	12,311,135	6.14%	1,119,554	0.56%	47,535	0.02%	6.98%	0.75%	0.05%
入 院	105,084,073	2,276,100	2.17%	708,657	0.67%	21,828	0.02%	3.09%	0.77%	0.06%
外 来	305,740,233	14,587,235	4.77%	1,828,211	0.60%	69,365	0.02%	5.77%	0.76%	0.06%

(F) 未収金の状況

未収金6,067万1,750円のうち、基金等に対するものを除く自己負担分は559万8,802円であり、その内訳は次表のとおり 中央病院748件425万4,882円、厚生病院169件134万3,920円となっている。

未収金(自己負担分)の状況

調定年度	中		中央病院		厚生		病院		合計		
	39年度	未収額	40年度	回収額	39年度	未収額	40年度	回収額	40年度	未収額	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
34	2	17,151	6,000 (欠損処分 305,856)	2	11,151	—	—	—	2	11,151	
35	98	305,856	—	—	—	—	—	—	—		
36	155	479,620	—	155	479,620	—	—	—	155	479,620	
37	211	1,072,463	—	211	1,072,463	—	—	—	211	1,072,463	
38	122	202,687	17,681	60	185,006	88,556	1,730	86,826	68	271,832	
39	297	1,594,329	1,265,192 (305,856)	40	351,137	1,767,922	1,755,883	4	34,039	44	365,176
小計	885	3,672,106	1,286,875	468	2,079,377	1,856,478	1,755,613	12	120,865	480	2,200,242
40	—	—	—	280	2,175,505	—	—	157	1,223,055	437	3,398,560
合計	885	3,672,106	(305,856) 1,286,875	748	4,254,882	1,856,478	1,755,613	169	1,343,920	917	5,598,802

3 留意事項

(1) 経理関係について

(A) 固定資産のうち償却資産の減価償却は、昭和40年度より分類の簡素化、耐用年数の短縮、限度額の改定等がなされたが、両病院とも地方公営企業法施行規則に定められた耐用年数と相違しているものがある。また、中央病院にあつては、償却渡れ、計算誤り等が見受けられる。さらに、両病院間で同一資産の耐用年数の相違しているものが多い。これらは、いずれも決算諸表に影響するので、両病院で統一的に処理するよう検討善処されたい。

(B) 私用電話料を予算に計上しているが、料金の多少によつて予算流用

の措置を要することとなり事務処理上不能率となつてゐる。これが取扱方法について、預り金勘定にする等、事務の簡素合理化について検討されたい。

(C) 非常勤医師の報酬について、両病院とも給料の科目で支払つてゐるが、財務規則により賃金で支出すべきである。

(D) 財務規則中、貯蔵品関係等で実態に即さないものがあるので、検討されたい。

また、知事の事務委任中、予算の流用限度額の引上げについては実態に即するよう検討されたい。

(E) 庶務規程等、根拠となるものの整備を早急に行なわれたい。

(E) 未収金のうち、個人負担分については、前述したとおりの状況であり、これが回収については相当努力されているが、さらに工夫し、今後未収の発生防止について検討善処されたい。

(2) 経営等について

(A) 患者数の状況については前述したとおりで、減少の傾向にある。この原因は種々あると思われるが、医師の異動の多いことは、その一つとされている。

当年度中において両病院あわせて10名の退職者があり、その補充には常に苦慮している状態にある。

医師の確保及び定着のため、医師公舎の建設、給与等について検討善処されたい。

(B) 職員のうち、看護職員については前述のとおり、厚生病院では、正看、准看の割合はほぼ半々となつていますが、中央病院では正看が多く准看がきわめて少ない。

費用構成中給与費の占める割合の高いことも関連し、これら職員を厚生省基準に適合するよう暫次適正配置に努められたい。

(C) 社会保険診療報酬支払基金等から返戻減点となつた状況は、前述のとおり前年度に比し減少したことは結構であるが、今後、さらに、これが発生防止に努められたい。

(D) 中央病院において、企業法適用以前の赤字額を一般会計より借入れ(短期)しているが、これについては、一般会計の財政状態と勘案して出資金又は繰出金によつて整理することについて検討されたい。

(E) 地方公営企業法改正の趣旨を考慮し一般会計又は他の特別会計と病院事業会計との経費負担区分を明確にし、公共的な必要から一般行政

目的として行なわれるものについてはその経費を一般会計より負担するよう検討善処されたい。

(例えば、▲衆衛生活動で胃がん集団検診料は条例により600円徴収しているが、保険点数(甲表)では2,204円で、差引1,604円は損失となり、この差額は当然一般会計より負担すべきものとなる。)

(F) その他経営内容、経営分析等については、全国と同規模自治体病院及び県内の公的総合病院その他をも参考とし、公営の病院であつても、なお、企業としてのあるべき姿に至るよう工夫し努力されたい。

4 組織運営について

(A) 病院及び高等看護学院に関する事務は、鳥取県行政組織規則により、厚生部(衛生課)の分掌するところとなつていますが、現在のところ県立両病院の集計機能的役割をなす程度にとどまり、病院事業等の運営管理についての指導については未だ不十分であると認めざるを得ないものがある。

幾多の問題を内包しているとはいえ1億2,049万7千余円の欠損金を生じその運営に苦慮していることは確かな現実である。主管部に経営指導の専門職員を設置して、常に、経営診断を行ないつつその改善に努め、財政の健全性を回復する必要があると考えられるので検討善処されたい。

(B) 職員1人1日当たり取扱患者数の状況については前述したとおりであるが、医師の科別ごとでみると皮ふ・泌尿器科が目立つて少ない。

総合病院としての各科の相互関連性の必要上止むを得ないものがあるうが、各診療科毎に損益計算、経営分析等を行ない、採算の極度に悪い診療科目については、一般会計で補助するか又は他の医療施設と

(15)

の関連において統廃合する等の措置について検討し、公営病院であつても常に企業意欲の高揚に努めつつ経営の健全化・合理化を期されるよう望む。